（別紙）

対象消費者目録

平成30年６月５日から本件口頭弁論終結時までの間、被告との間で、買取対象給料債権の買取額の10パーセント以上の買取手数料額を定めて賃金等債権譲渡契約を締結し、当該契約に基づく金銭の引き渡し又は支払いとして、被告に対して、金銭の支払いをした者

以　上